

令和元年度 第3回沼田市地域公共交通会議

日時 令和2年1月14日(火)

午後1時30分～

場所 テラスぬまた4階

防災会議室403

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画に係る事業評価について

(2) 佐山線車両の代替について

4 その他

5 閉会

沼田市地域公共交通会議委員名簿

番号	委員氏名	所属名称・役職等	備考
1	五十嵐靖男	沼田市副市長	
2	石井 旭	沼田市市民部長	
3	坂田 誠二	沼田市都市建設部長	
4	林 勝男	沼田市区長会副会長	
5	石井 貞子	沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長	
6	阿部 正治	関越交通(株)常務取締役	
7	高橋 良彰	(一社)群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長	
8	柳澤 孝司	全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長	
9	佐藤 俊也	(一社)群馬県バス協会会長	
10	清水 憲明	(一社)群馬県タクシー協会会長	
11	服部 和訓	関東運輸局群馬運輸支局長	
12	松岡 利一	群馬県県土整備部交通政策課長	
13	金子 弘	沼田土木事務所長	
14	青山 正幸	沼田警察署長	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和2年1月 日

協議会名: 沼田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内ファイダー系統確保維持費用庫補助

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<p>関越交通株式会社</p>	<p>路線名:沼須線 起点:沼田駅 終点:利根中央病院 運行回数:247回 運行回数:3,705.0回 車両減価償却費等費用補助金を活用し、購入した車両で運行を継続。</p>	<p>沼田市役所が複合施設「テラスぬまた」へ移転したことに伴い、他路線との接続状況、乗降時の負担軽減等を踏まえ、令和元年7月1日に「テラスぬまた」を経由する運行経路に変更を行った。 地域内交通をより多くの人に知ってもらい、多くの人に利用してもらったため、バスの乗り方教室を開催した。</p>	<p>A 計画どおり事業は適切に実施された。</p>	<p>●運行費補助 1.輸送容量 運行回数:往復7.5便 乗車定員:13人(運転手を除く) 13人×7.5便×2=195人 2.1日あたりの乗車人数(人/日) ・期間中の運行回数:8,236人 ・期間中の運行回数:247回(8,236人/247日)=33.3人 3.収支割合 ・年間収益:1,688,697円 ・年間運行経費:7,355,284円 (1,688,697円/7,355,284円)×100=22.9% 4.臨時運行の周知 ・広く周知することができた 5.経路変更の周知 ・広く周知することができた 目標を下回ってしまった指標はあったが、バス停別の乗降調査から病院の最寄りバス停に乗降が集中しており、本事業による医療ニーズへの充足を図るという効果は認められる。</p> <p>●車両減価償却費等補助 運行の継続については目標どおり達成した。</p>	<p>バス停別の乗降調査から、起終点及び病院の最寄りのバス停に乗降が集中しており、通院が主な利用目的であることがわかる。 時間帯によって乗車人数に偏りがあることから、通院支援事業を行っている利根保健生活協同組合とも情報交換をしながら、より通院者が利用しやすいよう見直しを行っていきたい。また、一層の利用促進を図るため、病院に協力を要請し、引き続き時刻表等を配布していきたい。</p>

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和2年1月 日

協議会名:	沼田市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>沼田市では公共交通の確保のためバス事業者に委託し、現在10路線のバスを運行している。しかしながら、すべての地域を網羅しているわけではなく、沼田市におけるいわゆるゆるゆる公共交通空白地域については現在11地域が存在し、これら地域の解消と効率の良い運行を目指し、検討を重ねている。</p> <p>現在の路線バスの運行については平成23年度に見直しが行われ、各路線が市街地に入ると主要医療機関を巡回するルートを取っているが、平成27年度に地域医療にとって大きな役割を担っている利根中央病院が公共交通空白地域である沼須町に移転することになった。既存路線利用者の多くが通院目的の高齢者であるため、沼須町における公共交通空白地域の解消が大きな課題となり、ライダーシステムとして沼須線を新設したものである。民間事業者による営業路線と委託路線により、利用しやすい交通ネットワークの形成を図りたい。</p>

令和元年度 沼田市地域公共交通会議 (群馬県沼田市) (地域内ライダーシステム確保維持事業)

地域の公共交通の現況

- JR上越線 (沼田駅、岩本駅)
 - 関越交通株式会社、株式会社老神観光バス
(事業者自主運行路線3路線、沼田市委託路線10路線、他村委託路線4路線)
 - タクシー事業者4社
(有限会社老神観光タクシー、関越交通株式会社、サンタクシー、丸沼タクシー)
 - スクールバス(9台)
- 沼田市では公共交通の確保のためバス事業者に委託し、現在10路線の路線バスを運行している。しかしながら、全ての地域を網羅しているわけではなく、沼田市におけるいわゆる公共交通空白地域については現在11地域が存在し、これら地域の解消と効率の良い運行を目指し、検討を重ねている。

交通施策として実施した事業の全体像の概要

沼田市では公共交通の確保のため、バス事業者に委託し、現在10路線の路線バスを運行している。運行形態については、平成23年度に大幅な見直しを行い、現在は、各路線が市街地に入ると主要医療機関を巡回するルートをとっている。平成27年度に地域医療の中枢を担う病院が公共交通空白地に移転したことから、小型バスを新たに1台導入し、沼須線を新設した。これにより今まで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。

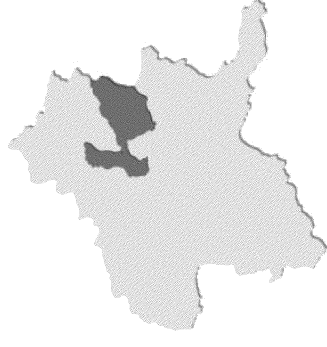
また、令和元年5月に沼田市役所が移転し、テナントも入居する複合施設「テラスぬまた」としてオープンした。それに伴い、令和元年7月には、委託路線8路線が「テラスぬまた」を経由する運行経路に変更を行った。今後の運行形態を見守る必要がある。

補助対象事業の概要

沼田駅と利根中央病院まで運行する路線の運行を継続して行う。郊外から市街地に入ってくる路線を沼田駅等で地域間幹線と結節させ、地域全体の交通ネットワークの一部を形成している。

【コミュニティバス「沼須線」】

事業者名：関越交通株式会社
 運行系統：沼田駅～利根中央病院 8.4km
 運行日：月曜～金曜
 運行時間帯：7時55分～18時34分
 運行本数：7.5便/日
 運行車両：14人乗りハイエース1台
 運賃：距離制運賃



面積	443.46km ²
人口 (R1.9.30時点)	47,599人
	15歳未満
	5,078人
	65歳以上
	15,817人
高齢化率	33.2%
世帯数	20,576世帯

地域公共交通会議開催状況

○会議の開催状況 3回開催

- ・第1回(平成31年4月17日)
計画の変更を協議
- ・第2回(令和元年5月30日)
計画を協議
- ・第3回(令和2年1月14日)
事業評価について協議

前回の事業評価結果の反映状況

沼田市役所が複合施設「テラスぬまた」へ移転したことに伴い、他路線との接続状況、乗継時の負担軽減等を踏まえ、令和元年7月1日に「テラスぬまた」を経由する運行経路に変更を行った。地域内交通をより多くの人に知ってもらい、多くの人に利用してもらうため、バスの乗り方教室を開催した。

アピールポイント

交通弱者にとって、沼田市の医療の中核である利根中央病院及び沼田病院への貴重な交通手段となっている。

定量的な目標・効果

【評価指標・目標値】【当該指標・目標値を設定した理由】

● 運行費補助

指標①：輸送容量

沼須線は沼田駅～利根中央病院を1日あたり往復7.5便運行している。運行車両については、運転手を除く定員は13名である。以上のことから、移動機会を確保するため、下記の1日あたりの輸送容量を確保する。

13人×7.5便×2＝195人

指標②：1日あたりの乗車人数

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの乗車人数実績 10,248人

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの運行日数 247日

(10,248人÷247日)≒41人

計画期間中に沼田市役所が移転し、人の流れが変わることも予想されることから、運行経路の検討を行い、利用者数の維持を目指す。

指標③：収支割合

直近の実績により運行事業者に運行経費の概算を依頼

・年間収益見込み 1,492,632円

・概算運行経費 7,217,562円(車両購入費は除く)

(1,492,632円÷7,217,562円)×100＝20.7%

委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、乗車人数と併せて概算以上の収支割合を目指す。

指標④：臨時運行の周知

臨時運行を市ホームページ等を通じて広く周知し、利用促進につなげる。

指標⑤：経路変更の周知

今回の経路変更を全戸配布のマップ、広報、市ホームページ等を通じて広く周知するとともに利用促進につなげる。

● 車両減価償却費等補助

令和元年度運行を継続・令和2年度運行を継続

【効果】

● 運行費補助

・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズの充足を図る。

・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。

● 車両減価償却費補助

・路線を継続運行することにより、地域医療の中核を担っている病院をはじめとした医療機関などへの交通弱者の通院手段が確保される。

目標・効果の達成状況

●運行費補助

【指標①】輸送容量

運行便数：7.5便

乗車定員：13人(運転手を除く)

13人×7.5便×2=195人

運行を継続することができたので、目標を達成することができた。

【指標②】1日あたりの乗車人数(人/日)

・期間中の乗車人数：8,236人

・期間中の運行日数：247日

(8,236人/247日)=33.3人

主な目的地である利根中央病院の外来患者数は前年並みであったが、内科・小児科受診者の割合が増加したとのことであった。家族の送迎や利根保健生活協同組合が行っている通院支援等、沼須線以外の手段で通院する患者の割合が増加したことが目標を達成できなかった要因と考えられる。

【指標③】収支割合

・年間収益：1,688,697円

・年間運行経費：7,355,284円

(1,688,697円/7,355,284円)×100=22.9%

年間収益見込みを年間収益実績が上回ったため、目標を達成することができた。

【指標④】臨時運行の周知

・市ホームページ等を通じて広く周知することができた。

【指標⑤】経路変更の周知

・全戸配布のマップ、広報、市ホームページ等を通じて広く周知することができた。

●車両減価償却費等補助

運行を継続することができ、目標を達成することができた。

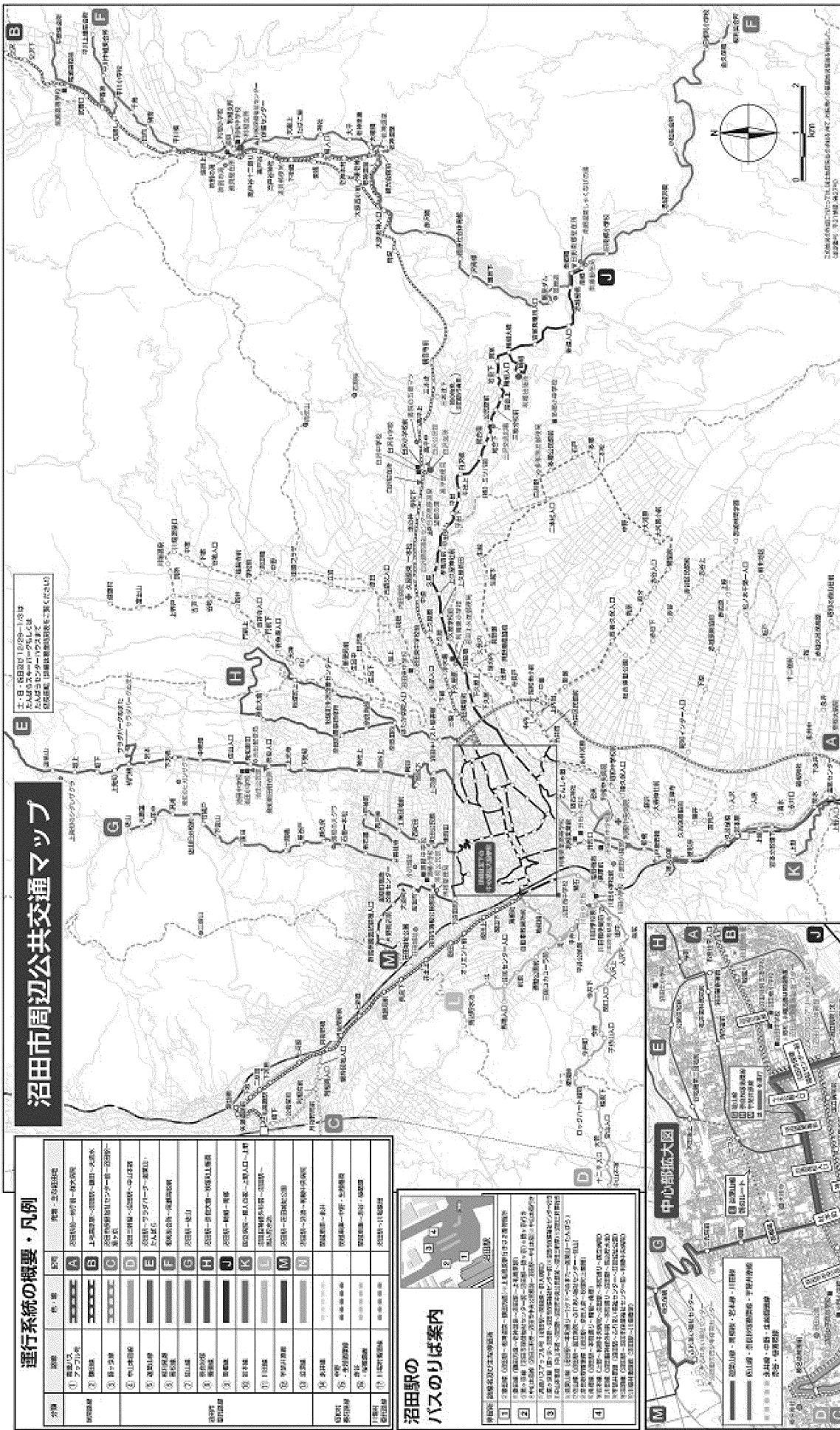
【効果】

目標を下回ってしまった指標はあったが、バス停別の乗降調査から病院の最寄りバス停に乗降が集中しており、本事業による、医療ニーズへの充足を図るという効果は認められる。

今後の改善点

バス停別の乗降調査から、起終点及び病院の最寄りのバス停に乗降が集中しており、通院が主な利用目的であることがわかる。時間帯によって乗車人数に偏りがあることから、通院支援事業を行っている利根保健生活協同組合とも情報交換をしながら、より通院者が利用しやすいような見直しを行っていききたい。また、一層の利用促進を図るため、病院に協力を要請し、引き続き時刻表等を配布していききたい。

◎沼田市域のバス路線図（令和元年7月1日現在）



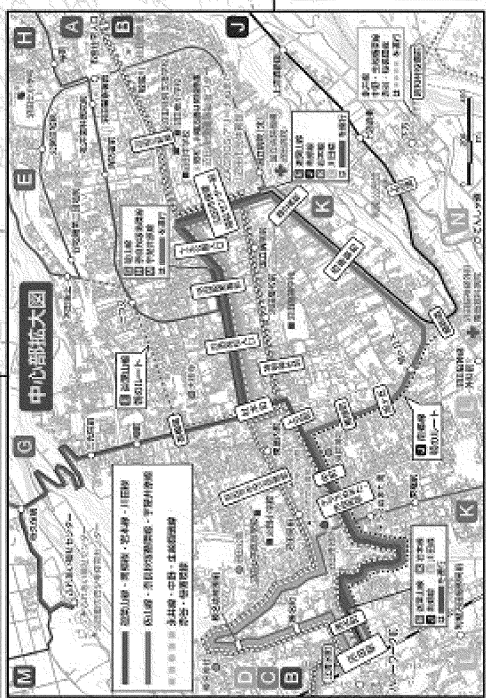
沼田市周辺公共交通マップ

運行系統の概要・凡例

分類	路線	色	記号	備考
路線別	① 常陸川	----	A	常陸川線
	② 常陸川	----	B	常陸川線
	③ 常陸川	----	C	常陸川線
	④ 常陸川	----	D	常陸川線
	⑤ 常陸川	----	E	常陸川線
	⑥ 常陸川	----	F	常陸川線
沼田市内	⑦ 沼田市内	----	G	沼田市内線
	⑧ 沼田市内	----	H	沼田市内線
	⑨ 沼田市内	----	I	沼田市内線
	⑩ 沼田市内	----	J	沼田市内線
	⑪ 沼田市内	----	K	沼田市内線
	⑫ 沼田市内	----	L	沼田市内線
沼田駅前	⑬ 沼田駅前	----	M	沼田駅前線
	⑭ 沼田駅前	----	N	沼田駅前線
	⑮ 沼田駅前	----	O	沼田駅前線
	⑯ 沼田駅前	----	P	沼田駅前線
	⑰ 沼田駅前	----	Q	沼田駅前線
	⑱ 沼田駅前	----	R	沼田駅前線

沼田駅のバスのりば案内

1. 常陸川線 (A) 常陸川線 (B) 常陸川線 (C) 常陸川線 (D) 常陸川線 (E) 常陸川線 (F) 常陸川線 (G) 常陸川線 (H) 常陸川線 (I) 常陸川線 (J) 常陸川線 (K) 常陸川線 (L) 常陸川線 (M) 常陸川線 (N) 常陸川線 (O) 常陸川線 (P) 常陸川線 (Q) 常陸川線 (R)



バスに乗る方

バスに乗る際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。乗車の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

バスに乗り換える方

バスに乗換の際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。乗換の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

バスを利用する方

バスを利用の際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。利用の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

バスに乗る方 (バスの乗り方)

バスに乗る際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。乗車の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

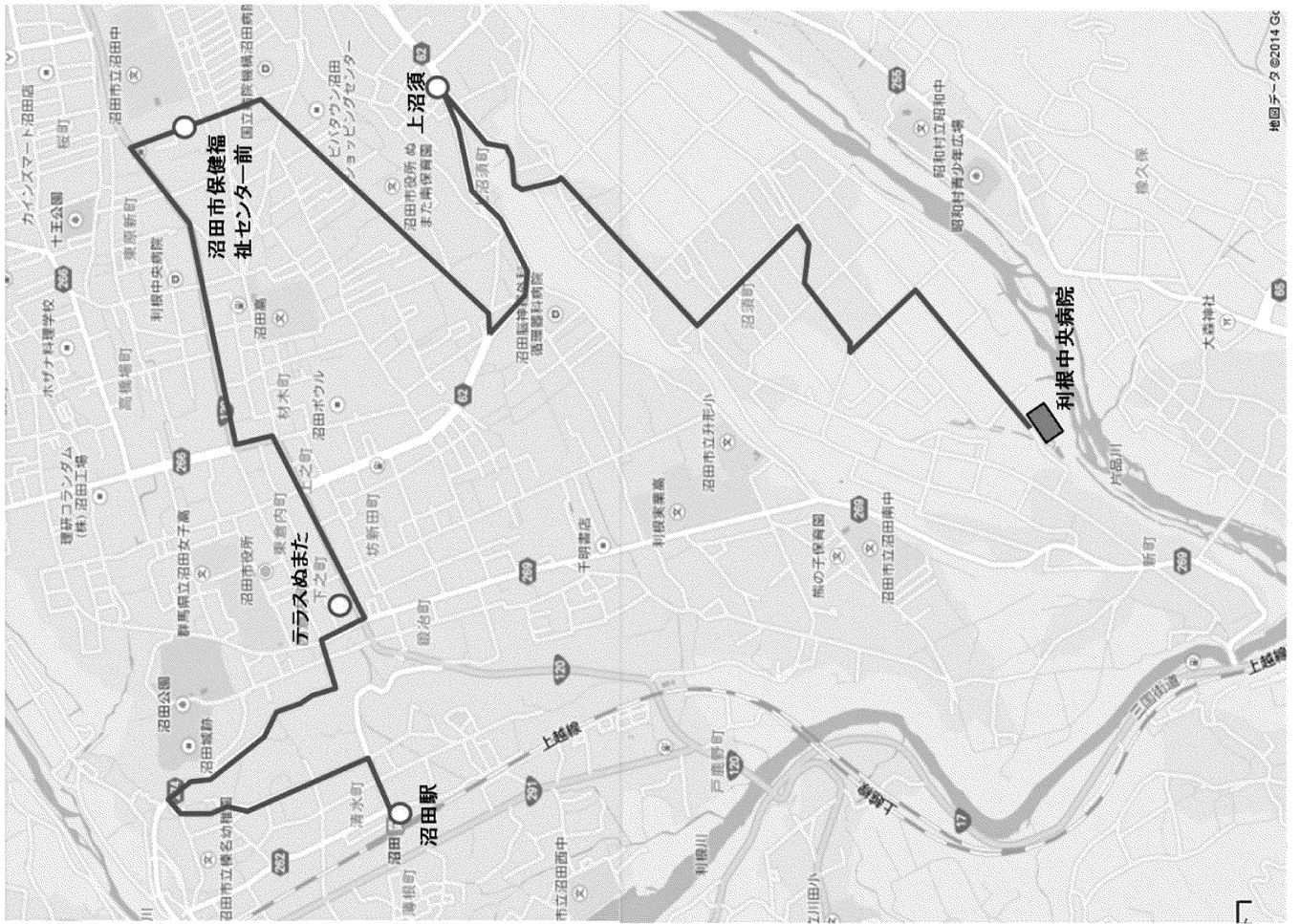
バスに乗り換える方

バスに乗換の際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。乗換の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

バスを利用する方

バスを利用の際は、乗車券を提示する必要があります。また、バスには優先席があります。利用の際は、乗車券を提示し、優先席は必要に応じてご利用ください。

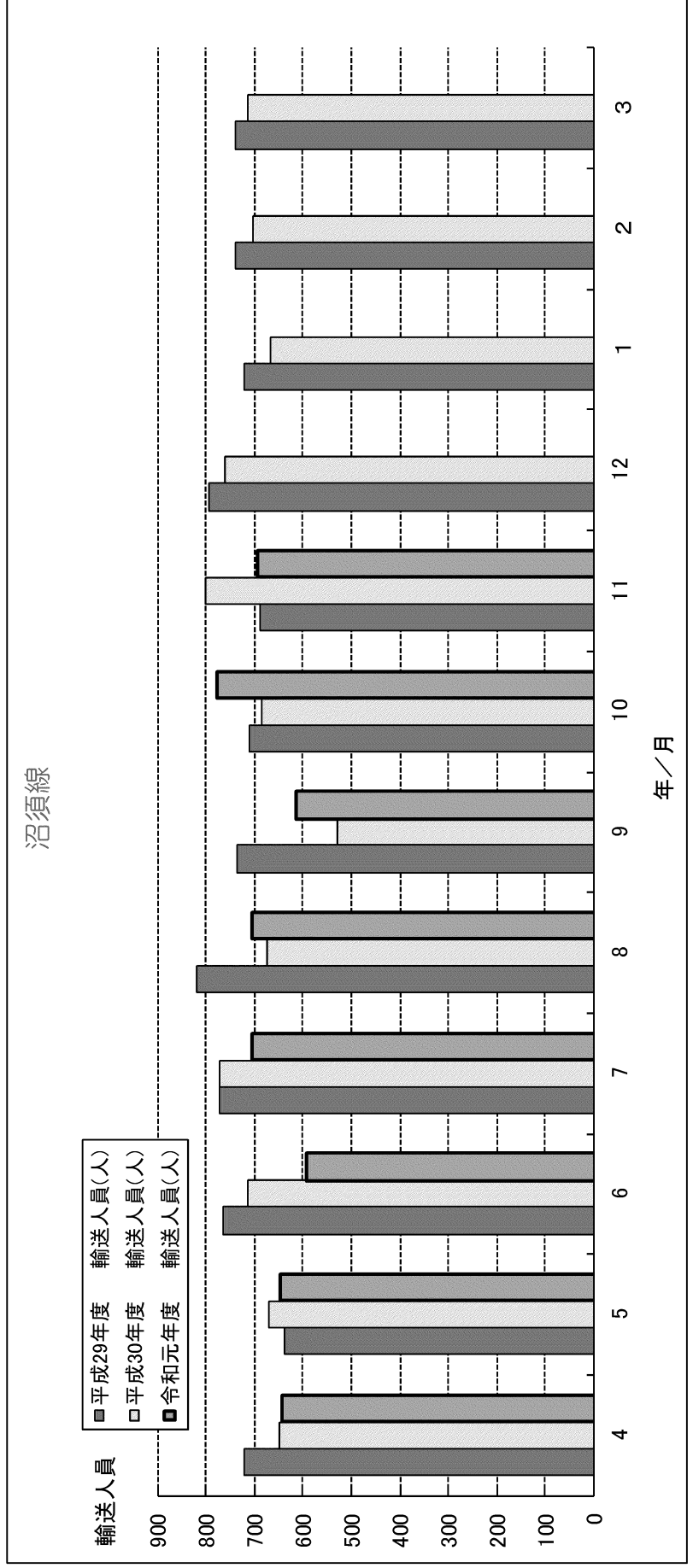
◎補助対象事業の運行系統図



◎運行実績

路線名 沼須線

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成29年度 輸送人員(人)	720	638	766	773	819	737	709	689	794	720	739	740	8,844
平成29年度1運行 あたり輸送人員(人)	3.78	3.35	3.66	4.06	3.91	3.87	3.55	3.62	3.97	3.60	4.09	3.70	3.77
平成30年度 輸送人員(人)	648	671	715	772	674	530	684	799	761	667	703	714	8,338
平成30年度1運行 あたり輸送人員(人)	4.32	4.26	4.53	4.90	3.90	3.92	4.14	5.07	5.07	4.23	4.93	4.76	4.50
令和元年度 輸送人員(人)	642	645	593	706	706	616	777	694					5,379
令和元年度1運行 あたり輸送人員(人)	4.07	4.09	3.95	4.27	4.48	4.32	4.93	4.62					4.35



沼須線乗降調査表(沼田駅～利根中央病院線)土日祝は全便運休

平成30年10月1日～令和元年9月30日(運行日数:247日)

沼田駅→利根中央病院

	7:55		8:45		9:47		11:47		13:27		14:47		16:23		17:37		バス停別 合計	
	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
沼田駅	457		304		209		111		302		86		78		41		1588	
清水町	19		10		8		8		12		4		7		3		71	
榛名町	59		4				1				1		3				68	
榛名幼稚園前	23	1	32		28	2	11		4	1	2		89		2		191	4
沼田局前/テラスぬ また・市役所前	27	103	45	7	23	22	41	14	29	32	50	15	23	5	5	11	243	209
市役所前/中町	17	2	26	1	35	5	35	4	26	2	13	6	38	1	1		191	21
東倉内町/上之町	2		10	2	6	5	4	3	9	11	1	2	2	3		4	34	30
材木町	13		28	2	31	4	24	1	27	6	9		2	19	4		134	36
沼田高校入口	30		11	3	14	3	15	1	24		5	5	2	2	1		102	14
沼田税務署前	17	1	42	4	34	8	12	2	34	4	16	1	2	6	1	1	158	27
国立病院入口	9	4	7	1	12	9	1	3	10	6	1	4	1	40	2		41	69
沼田市保健福 祉センター前	259	5	83	18	156	12	101	2	61	9	20	9	3	3	1	6	684	64
国立病院	28	129	59	69	62	42	92	9	49	23	21	8	5	96	5	1	321	377
西原新町	4		7	1	4	1	6	3	2		1	3	2	1		3	26	12
細新道	103	47	107	5	39	30	5	9	28	27	8	60		13	1	4	291	195
上沼須	3	16	2	1	5	5		2	1	1		5		2	4		15	32
でんしゃ道		2	1			3					1	4		14		8	2	31
砥石神社	1	3		2	1			1		1		1		2			2	10
沼須		6	12	13		6		20		11		6		1		6	12	69
利根中央病院		752		661		510		393		484		110		49		15		2974
合計	1071	1071	790	790	667	667	467	467	618	618	239	239	257	257	65	65	4174	4174

利根中央病院→沼田駅														バス停別 合計		
	9:11		11:11		12:21		13:51		15:21		16:51		18:11		乗	降
	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降		
利根中央病院	70		519		455		440		688		616		80		2868	
沼須	29		33	2	20		13	2	16		19		5		135	4
砥石神社	2	1	1			1	1				2		2		8	2
でんしや道	10		4		3	1	5	3	8		4	4	4		38	8
上沼須	16	2	5	1		3	7	8	1	4	4	3	2		35	18
細新道	45	21	12	29	10	76	11	11	15	9	9	29	12	4	114	261
西原新町	59	5	3	5	2	4	2	4		14	1	5			67	37
国立病院	22	40	61	109	21	57	119	49	37	69	12	72	79	2	351	398
沼田市保健福祉センター前	9	51	19	52	8	57	10	122	37	58	3	80	1	4	87	424
国立病院入口	4	9	19	25	6	12		8	5	9		17	9	3	43	83
沼田税務署前	2	9	4	56	8	53	5	27	10	36	3	38	69	7	101	226
沼田高校入口	3	8	3	26	6	21	2	19	2	16	1	159	4	7	21	256
材木町	2	7	3	51	5	34		35	1	34		39	1	13	12	213
東倉内町／上之町	7	2	14	14	4	8	1	5	2	7	5	14	9	1	42	51
市役所前／中町	3	10	1	20	1	16	3	25	2	62		16	1	7	11	156
沼田局前／テラスぬまた・市役所前	15	39	40	65	39	41	9	33	7	35	10	25	8	8	128	246
榛名幼稚園前		1		21		15	1	3		3		2			1	45
榛名町		1		4				4		2		1				12
清水町		1		17		11		84		10		13		11		147
沼田駅		91		244		178		187		384		172		219		1475
合計	298	298	741	741	588	588	629	629	831	831	689	689	286	286	4062	4062

佐山線車両の代替について

- ・佐山線車両（小型 10 人乗り）を新規の同型車両（小型 10 人乗り）に代替する。

現在使用している車両（平成 31 年 3 月 31 日現在）

登録 No.	登録年月日	走行距離
群馬 200 あ 190	平成 23 年 11 月	441,715km

沼田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、市長は、その内容を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長が指名する職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 一般社団法人 群馬県バス協会
- (8) 一般社団法人群馬県タクシー協会
- (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員

(10) 群馬県県土整備部交通政策課長又はその指名する職員

(11) 前号に掲げる者のほか、道路管理者、群馬県警察、学識経験者、その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営等）

第4条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会議は原則公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務、地域公共交通に関する相談、苦情及びその他の対応は、市民部生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。